

公益社団法人上川北部地域人材開発センター運営協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人上川北部地域人材開発センター運営協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道名寄市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、上川北部地域における中小企業労働者、求職者及び地域住民に対する各種の職業教育訓練の実施等並びにこれを行う事業主、事業主団体及び地域住民に対する施設の提供を行い、地域における労働者等の生涯を通ずる教育訓練体制を確立し、もって地域経済社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 中小企業労働者、求職者及び地域住民に対する職業教育訓練の実施
- (2) 事業主等の行う職業教育訓練の支援と施設の提供
- (3) 地域住民に対する生涯学習及び健康増進の場としての施設の提供
- (4) 職業教育訓練に関する情報及び資料の提供
- (5) 職業教育訓練に関する調査及び研究
- (6) 技能士会活動及び技能尊重運動に対する支援
- (7) 国及び北海道並びに市町村から委託を受けて行う職業訓練の実施
- (8) 技能検定・資格認定等の資格取得事業の実施
- (9) 無料職業紹介事業
- (10) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第5条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で総会において推薦されたもの

(入会)

第 6 条 この法人の正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会の決議を経て別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 入会は、総会において定める入会及び退会規程により、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第 7 条 正会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において別に定める会費規程に基づき会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、会費規程に基づき賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第 8 条 会員が次の各号のいずれか該当するときは、その資格を喪失する。

(1)退会したとき

(2)成年被後見人又は被保佐人になったとき

(3)当該会員が死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が解散したとき

(4)2年以上会費を滞納したとき

(5)除名されたとき

(任意退会)

第 9 条 正会員及び賛助会員は、理事会の決議を経て会長が別に定める退会届を会長に提出し、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 10 条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議に基づき、除名することができる。

(1)この法人の定款又は規程に違反したとき

(2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3)その他除名すべき正当な事由があるとき

(抛出金品の不返還)

第 11 条 会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の抛出金品は、これを返還しない。

第 3 章 総会

(種別)

第 12 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(構成)

第 13 条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(権限)

第 14 条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 役員を選任及び解任

(2) 役員報酬等の額及びその規程

(3) 定款の変更

(4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認

(5) 会員の除名

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他総会で決議するものとして法令又は、定款で定められた事項

(開催)

第 15 条 通常総会は、毎年度 1 回 5 月に開催する。

2 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催する。

(1) 理事が必要と認め理事会に招集の請求をしたとき

(2) 総正会員の 5 分の 1 以上からの会議の目的及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事会にあったとき

(招集)

第 16 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 項の規定による請求があったときは、当該請求の日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の 1 週間(書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、2 週間)前までに、正会員に対して会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法で、その通知をしなければならない。

(議長)

第 17 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 18 条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第 19 条 総会の決議は、法人法第 49 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に規定するものを除き、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、正会員として決議に加わることはできない。

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第20条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が記名押印する。

第4章 役員

(種類及び定数)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

(1)理事 20名以上25名以内

(2)監事 2名以内

2 理事のうち、1名を会長、3名を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第23条 理事及び監事は、総会の決議において選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議において選定する。

3 監事は、この法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は、3親等内の親族である理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えないものであること。監事についても同様とする。

5 他の同一団体の理事又は、使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えないものであること。監事についても同様とする。

(理事の職務・権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及び定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その業務を代行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 5 会長及び専務理事は、毎事業年度ごとに4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員欠格事由)

第27条 次のいずれかに該当する者は、この法人の理事又は監事となることができない。

- (1) 一般社団・財団法人法第65条第1項各号に掲げられた者
- (2) 一般社団・財団法人法第65条第1項第3号に該当する罪刑又は第4号に該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者
- (3) 公益法人認定法第6条第1号に該当する者
- (4) 公益法人認定法第6条第1号ロに該当する罪刑又はハに該当する罪に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

- 2 前項各号のいずれかに該当するに至った者は、当然に該当時点でこの法人の役員資格及び地位を喪失する。

(役員解任)

第28条 役員は、総会の議決に基づいて解任することができる。

(報酬等)

第29条 役員に対しては、総会において別に定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

る。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を設置し、理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1)この法人の業務執行の決定
- (2)理事の職務の執行の監督
- (3)会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2)会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3)法人法第101条第2項に基づき、監事から会長に招集の請求があったとき、又は同条第3項に基づき監事が招集したとき

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。ただし前条第3号の規定により監事が招集する場合を除く。

- 2 会長は、前条第2号の規定による請求があったときは、当該請求の日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも1週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の議事は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第36条 理事が理事会の決議の目的である決議事項について提案をした場合において、その提案につき、議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、これに記名押印する。

第 6 章 財産および会計

(事業年度)

第 38 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(特定財産の管理並びに処分)

第 39 条 第 4 条の公益目的事業を行うために必要な特定財産については、その適正な維持管理に努めるものとする。

2 特定財産の管理及び処分について必要な事項は、理事会の決議により、財産管理運用規程によるものとする。

(財産の管理・運用)

第 40 条 この法人の財産の管理・運用は、法令に別段の定めがある場合を除き理事会の決議による。

(事業計画及び予算)

第 41 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を得るものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

(事業報告及び決算)

第 42 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1)事業報告

(2)事業報告の附属明細書

(3)貸借対照表

(4)損益計算書(正味財産増減計算書)

(5)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6)財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、通常総会に提出し、第 1 号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1)監査報告

(2)理事及び監事の名簿

(3)理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4)運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(長期借入金)

第 43 条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において 3 分の 2 以上の議決を経なければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第 44 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第 42 条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 45 条 この定款は、総会において正会員の議決権の 3 分の 2 以上の決議により変更することができる。

(解散)

第 46 条 この法人は、法令で定められた事由によるほか、総会において正会員の議決権の 3 分の 2 以上の決議により解散することができる。

(公益認定取消し等に伴う贈与)

第 47 条 この法人が公益認定取消しの処分を受けた場合又は、合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人である時を除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は、国若しくは、地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 48 条 この法人が精算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 事務局

(設置等)

第49条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、会長が任免する。但し、事務局長については理事会の承認を経るものとする。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、事務局組織規程に定める。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する。

第10章 補則

(委任)

第51条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

附 則

1 この定款は、法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の会長は、五十嵐正幸とし、専務理事は茂木保均とする。

3 法人法及び整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この定款は、職業安定法第33条第1項に定める許可のあった日から施行する。

附 則

この定款は、平成30年5月31日から施行する。

この定款は、令和元年5月30日から施行する。

この定款は、令和3年5月29日から施行する。